

パルクはあとラウンジ「ふれあい指導員」実施要領

1 趣 旨

ふれあい指導員は、パルクはあとラウンジで過ごす児童生徒に対し、教育支援専門員と協力して、児童生徒の社会的自立に向けての支援を行う。

2 登 録

- (1) ふれあい指導員志願書の提出により登録するものとし、1年間を登録期間とする。
- (2) 年度の途中に登録した場合は、登録した年度の末日までを登録期間とする。

3 研 修

ふれあい指導員の活動に必要な知識を身につけるための研修を実施する。

4 活 動

- (1) パルクはあとラウンジにて、児童生徒の話し相手になったり、興味関心のある活動をともに行ったり、学習を支援したりする。
- (2) スポーツ、集団遊び、創作活動、野外活動などの体験活動に、児童生徒とともに参加する。

5 協 議

パルクはあとラウンジ教育支援専門員と協議を行い、協力して児童生徒への支援を行う。

6 報 告

活動終了後に、指導内容報告書を記入し、担当指導主事に提出する。

7 時 間

活動時間帯は、開室日の午前9時00分から午後3時00分の間で所長の指定する時間とする。

8 報 償

ふれあい指導員が活動を行った場合は、1時間当たり1,000円を支払う。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から適用する。